（注３０）標識の掲示場所を構造図内で指し示すこと。
（注３１）当該申請（提出）に係る発電設備の周囲に柵塀がある又は設ける場合には、構造図内で指し示すこと。
（注３２）公的機関の発行する書類については、申請（提出）日より３ヶ月前から当該申請（提出）日までの間に発行された原本に限る。
（注３３）登記簿謄本上の所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は、添付すること。
（注３４）建物所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は、添付すること。
（注３５）申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合には、運転開始までに提出すること。
（注３６）検査済証を保有していない者は、完了検査の日付、検査済証の交付者、番号及び交付年月日が記載された処分等の概要書又は台帳記載事項証明の提出をもって、検査済証の提出に代えることができる。また、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和３年農林水産省・国土交通省令第６号）第１条第１号に規定するＡ構造畜舎等として畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和３年法律第34号）第３条第３項又は第４条第１項の認定を受けたものの屋根に設置する太陽光発電設備については、同法に基づく畜舎等利用計画の認定に係る通知書及び申請書（副本）の提出をもって、検査済証の提出に代えることができる。
（注３７）工事計画届出書の写しは、申請時点において屋根設置太陽光発電設備を設置予定の建築物に関する工事が完了していない場合には、運転開始までに提出すること。使用前自己確認結果届出書の写しは、認定申請時に提出できない場合は運転開始までに提出すること。
（注３８）写真については、認定申請時に提出できない場合は運転開始までに提出すること。
（注３９）発電設備の計画仕様、定格及び構成、構造、外形を示す書類、図面又はそれに準じる書類（発電設備の製造事業者名及び型式番号等、当該発電設備の内容を特定することのできる記号又は番号を証する書類等）を添付すること。海外製品については、製造国が確認できる内容であること。太陽電池に関する仕様書は添付不要。
（注４０）PCSより系統側に蓄電池を設置し、当該蓄電池に系統からの充電を行う場合にあっては、再生可能エネルギー発電設備の設置場所を含む一の需要場所に需要設備が設置されていないこと（当該再生可能エネルギー発電設備の運転に不可欠なものであって、当該需要設備において使用する電気の量が微量である場合を除く。）が分かる書類を提出すること。
（注４１）電気事業者に供給する再生可能エネルギー電気の量を計量する電力量計を配線図内で指し示し、計量法に基づく特定計量器であることを示すこと。PCSより系統側に蓄電池を設置し、当該蓄電池に系統からの充電を行う場合にあっては、蓄電池から放電された電気の量のうち再生可能エネルギー源を電気に変換する設備に由来するものとそれ以外のものとを区分するために必要な電気の量を計量でき、かつ、当該蓄電池から市場取引等により供給する電気の量を計量できるように電力量計が設置されていることが分かるものを提出すること。
（注４２）接続の同意を証する書類等、一般送配電事業者との契約に基づく最大受電電力が明確に分かる書類を添付すること。
（注４３）当該申請（提出）に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施のための事業体制（保守点検会社等の事業実施関連会社や、申請者（提出者）が法人である場合には密接関係者）を明らかにする書類を添付すること。
（注４４）当該申請（提出）に係る再生可能エネルギー発電事業の実施のために必要な関係法令の手続状況が分かる書類を添付すること。第４条の２第２項第７号の２に掲げる森林法、宅地造成及び特定盛土等規制法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律における許可等の処分（宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第８条第１項本文の許可を含む。）が必要な場合にあっては、当該許可等の処分を受けていることを示す書類をそれぞれ添付すること。
（注４５）説明会又は事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、説明会を開催した場合に添付すること。
（注４６）事前周知措置を実施すべき再生可能エネルギー発電事業であって、事前周知措置を実施した場合に添付すること。
（注４７）バイオマス発電に用いる燃料（メタン発酵ガス化発電の場合は原料）の種類や量、調達先等の調達計画及び当該燃料の使用計画を明らかにする書類を添付すること。
（注４８）地熱発電に用いる源泉等について継続的にモニタリング等を実施するなど、継続的かつ安定的に地熱発電を行うために必要な措置を講ずる計画になっていることが分かる書類を添付すること。
（注４９）発電設備の導入に当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」、「新エネルギー事業者支援対策費補助金」又は「中小水力・地熱発電開発費等補助金」の受給を受けている場合は、補助金額確定通知書を添付すること。
（注５０）項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。
（注５１）燃料区分名は次の記号のとおり。
　Ａ：メタン発酵ガス
　Ｂ：森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）
　Ｃ：一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス（製材等残材、輸入木材、農作物残さ等）
　Ｄ：建設資材廃棄物
　Ｅ：一般廃棄物その他バイオマス
　Ｆ：その他（助燃剤等）
　Ｇ：バイオマス液体燃料
（注５２）燃料名の欄には、ボイラーや内燃機関等に投入する発熱を有する全ての燃料について具体的な燃料名を記載すること。Ａ：メタン発酵ガスについては、メタン発酵ガスの原料名も記載すること。
（注５３）バイオマス比率は小数第３位（小数第４位を四捨五入）まで記載すること。なお、バイオマス合計は非バイオマス燃料の比率を除いた合計を記載すること。
（注５４）バイオマス比率考慮後出力は発電設備の出力に燃料区分ごとのバイオマス比率を乗じて算出した出力を小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。なお、バイオマス合計は非バイオマス燃料の出力を除いた合計を記載すること。
（注５５）各燃料のうちライフサイクルGHG排出量が最大のものについてその値を記載すること。バイオマス燃料のライフサイクルGHG排出量の計算方法は、「FIT/FIP制度におけるライフサイクルGHG計算方法」を参照すること。また、ライフサイクルGHGの既定値については、「FIT/FIP制度におけるバイオマス燃料のライフサイクルGHG排出量の既定値について」を参照すること。
（注５６）メタン発酵ガス、建設資材廃棄物、一般廃棄物その他バイオマスについては、輸送距離が最長のものについて、その値を記載すること。

＜備考＞
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格Ａ３とすること。